

木更津市民生委員推薦会議事録

日 時 令和6年5月20日(月) 午前10時00分から午前10時36分まで
場 所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室 F
出席者 委員長 永原 利浩 (第1号委員)
委員 竹内 伸江 (第1号委員)
委員 及川 勝正 (第2号委員)
委員 高梨 豊 (第2号委員)
委員 佐々木 晴代 (第4号委員)
委員 石川 恵美子 (第4号委員)
委員 高橋 等 (第5号委員)
委員 伊藤 昌宏 (第6号委員)
委員 吉田 勝幸 (第6号委員)
委員 鹿間 和久 (第7号委員)
委員 青木 健 (第7号委員)
幹事 大倉野 映子(福祉部福祉相談課)
幹事 兵藤 伸江 (福祉部福祉相談課)
書記 梅田 真実 (福祉部福祉相談課)

○事務局(兵藤課長補佐)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、木更津市民生委員推薦会を開会いたします。

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、進行を務めさせていただきます、福祉相談課の兵藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、前回の推薦会開催後、委員の変更がございましたので、ここで、新たに委員になられた方をご紹介します。

木更津市赤十字奉仕団 委員長 佐々木 晴代様

○佐々木委員

佐々木晴代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(兵藤課長補佐)

木更津市立波岡小学校 校長 高橋 等様

○高橋委員

どうぞよろしくお願いします。

○事務局(兵藤課長補佐)

千葉県君津児童相談所 主任上席児童福祉司(兼)調査課長
吉田 勝幸 様

○吉田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(兵藤課長補佐)

木更津市福祉部長 伊藤 昌宏

○伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(兵藤課長補佐)

次に、事務局の紹介をいたします。
福祉相談課 課長の大倉野でございます。

○事務局(大倉野課長)

大倉野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(兵藤課長補佐)

担当の梅田でございます。

○事務局(梅田)

梅田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(兵藤課長補佐)

続きまして、事務局よりご報告です。

前回の推薦会にてお諮りし、千葉県に推薦をいたしました区域担当の民生委員・児童委員の候補者2名につきましては、令和6年4月1日付けで、厚生労働大臣より委嘱されました。

しかしながら、そのうちの1名から委嘱日の数日前に、辞退したい旨の申し出があり、県に確認したところ、既に、委嘱の取り消しは出来ないとのことであったため、委嘱日当日に辞職されました。

次に、現在の本市の欠員状況につきましてご説明いたします。

まず、区域担当の民生委員・児童委員でございますが、前回の推薦会開催時には、欠員33名でございましたが、その後、先ほどのご説明のとおり、4月1日付けで2名委嘱、同日付で1名辞職されましたので、現在の欠員は、32名となっております。また、主任児童委員につきましては、前回の推薦会開催時と変わらず、欠員は3名となっております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日配布した資料は2点、1つ目は、「次第」、裏面が「推薦会委員名簿」になっているもの、2つ目は、「民生委員・児童委員欠員状況一覧」、でございます。

また、事前に配布させていただきました、民生委員・児童委員の「推薦会資料」及び「候補者資料」はございますでしょうか。足りないものがございましたら、お申し出ください。

(資料確認)

よろしいでしょうか。なお、事前配布資料につきましては、前回の推薦会において、委員の皆様からいただきましたご提案を受けまして、「候補者資料」と、説明用の「推薦会資料」を別冊にさせていただきました。

このうち、「候補者資料」につきましては、個人情報が含まれておりますため、推薦会終了後に回収させていただきます。また、「推薦会資料」は、次回以降も使用いたしますので、あらかじめご了承頂きますよう、お願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、委員の出席数の確認をいたします。本日の出席委員数は、委員定数14名中、11名でございます。過半数の出席をいただいておりますので、民生委員法施行令第4条により、本推薦会は成立いたしました。

また、本推薦会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号及び木更津市民生委員推薦会規則第5条により、非公開となっております。

なお、本推薦会の議事録を作成する都合上、録音させていただいておりますこと、また、議事録は、発言内容のうち、個人情報に係る部分は黒塗りしたうえで、市のホームページ等で公開いたしますことを、ご承知おきください。

それでは議事に入ります。

本推薦会の議事進行につきましては、民生委員法施行令第3条の規定によりまして、委員長に、議長を務めていただくこととなっております。

永原委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○永原委員長

おはようございます。本日議長を務めます、永原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また本日は雨の中、大変ご苦労さまでございます。本推薦会は、民生委員・児童委員の候補者について審議し、県に推薦するものでございます。

委員の皆様方と共に、慎重に審議してまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、議題(1)「議事録署名人の選出について」でございますが、こちらは、及川委員と、高梨委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(2)「民生委員・児童委員の推薦について」を議題に供します。

本日の推薦会は、民生委員・児童委員が欠員及び7月末で欠員となる地区から推薦がありました候補者3名について、ご審議いただくものでございます。

それでは、事務局の説明を求めます。福祉相談課、お願いいたします。

○事務局(大倉野課長)

福祉相談課 課長の大倉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回ご審議いただく、「区域担当」の民生委員・児童委員の候補者は、「岩根東地区」、「一小東部地区」、「太田・清見台地区」の3名で、いずれも、新任の方でございます。任期は、令和6年8月1日から令和7年11月30日までとなっております。

なお、このうち、「太田・清見台地区」の候補者が担当予定の区域につきましては、現在、欠員ではございませんが、現職の民生委員・児童委員の方は、7月末で辞職されることとなっております。

それでは、お手元の資料のうち、「推薦会資料」の8ページ、「民生委員・児童委員選任に関する一般方針について」をご覧ください。

こちらは、民生委員に就任するための、要件に関する一般方針を県が取りまとめたものでございます。

まず、「1 選任に当たっての一般方針について」でございますが、民生委員は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のあること、などの要件がございます。

こちらは、「候補者資料」にございます、各候補者の「個人調書」の右側、「適否事項」の項目にて、判断することとなります。

次に、「2 年齢について」でございますが、区域担当の民生委員・児童委員の年齢要件につきましては、委嘱日となる、令和6年8月1日現在において、原則75歳未満となっており、さらに、新任の場合は、72歳未満の方の選出に努めるよう留意する、となっております。

今回ご審議いただく候補者のうち、2名は72歳未満ですが、3番目の候補者の[]につまましては、[]歳となっております。こちらにつまましては、新任候補者の「72歳未満」という年齢要件は、あくまでも、「選出に努める」と、されているところであり、また、推薦をいただいた自治会長様からは、この候補者につままして、「民生委員・児童委員に強い関心をお持ちの方であり、適任である」とのご意見をいただいております。

また、「4 その他留意事項」でございますが、まず、「(1)職業」につままして、会社員等の常勤の被雇用者は、推薦にあたり、雇用者からの同意が必要となっております。候補者のうち、2番目の候補者の[]のみ、常勤で勤務されておりますが、ご本人が会社の代表取締役でございますので、ご自身にて作成された同意書を提出いただいております。

次に、「(2)時間的余裕」及び「(3)地域在住期間」につまましても、「個人調書」にございますとおり、全員が要件を満たしております。

以上により、今回ご審議いただく候補者につまましては、すべての要件を満たしております。

最後に、欠員の解消に向けた取り組みでございますが、候補者の推薦につまましては、主に自治会に依頼をしているところでございますが、今年度は新たに、昨年度末に退職を迎えた市の職員あてに民生委員・児童委員の募集案内を送付し、関心を持ってもらえるよう働きかけを行ったところでございます。

今後も、自治会のみならず、多方面への働きかけを行い、候補者の確保に努めてまいりたいと思います。

私からは以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永原委員長

はい。説明が終わりました。それでは、事務局より事前に配布されています資料につままして、概ね目を通していただいているかと思います。内容を審査する時間につままして、通常では5分くらいとっておりますが、大きく問題がありそうな感じはしなかったもので、1分か2分程度、最終チェックということで、資料に目を通していただければと思います。お時間になりましたら声を掛けますので、よろしくお願いいたします。

それでは、そろそろ、よろしいでしょうか。ご質疑等ございましたら、3名の候補者について、一括してご質疑等の方、よろしくお願いいたします。

鹿間委員どうぞ

○鹿間委員

はい。内容的には十分な説明で分かりやすく問題ないのですが、一点だけ確認したいと思うのは、[]さんの年齢で、[]未満という年齢要件は「選出に努める」ということで、それは全然 OK だと思うのですが、一つだけ確認させてもらいたいのは、こちらの審査の資料ありますよね。原則75歳未満の者を選出、78歳未満は理由書が必要と書いてあって、この方は[]ですから、その理由書は要らないのですけれども、「新任の民生委員・児童委員を選任する場合は、[]未満の者の選出に努める」、そう説明があるのだけれども、この場合は、毎年確認しているかもしれないですけど、理由書の添付は要らないですよ？前に確認して、確か要らないと聞いたのですが、1点だけ、それが気になったので。

○永原委員長

はい、兵藤さん

○事務局(兵藤課長補佐)

はい。その場合は、理由書は不要となっております。

○鹿間委員

わかりました。他については、私は一切、3人とも OK だと思います。

あと、資料の確認で、ちょっとお伺いしたいのですが、2ページ目の[]さんの個人調書右下の特記事項ありますよね。そこに書いてある文章は、[]として「[]年程」となっているが、町内会の会長からの推薦書の上から三行目のところは、[]として「[]年程」となっている。

○事務局(梅田)

これは、「[]年」です。申し訳ございません。

○鹿間委員

個人調書を出すとしたら、その辺があるので。年齢的にも[]で始めたのだとしたら、ちょうど[]年で[]だからね。そうじゃないかと思う。

あとこれは、内容は全然関係ないんだけど、資料として、5ページの[]さんの個人調書の、再任の時に書く欄に「○」がついています。これは要らないというか、おかしいのではないかな。

○事務局(梅田)

はい。失礼いたしました。

○鹿間委員

その2点が資料についてで、内容については全然問題なかったもので、賛成です。

○永原委員長

その他ございますか、青木委員。

○青木委員

あの、[REDACTED]さんですけど、現在仕事をしていらっしゃるの、職場の同意書
って必要なんですよね。

○事務局(兵藤課長補佐)

はい。

○永原委員長

はい、兵藤さん

○事務局(兵藤課長補佐)

常勤の方は必要ですけど、この方は非常勤なので、同意書は必要ございません。

○青木委員

はい、わかりました。

○永原委員長

その他ございますか。はい、石川委員。

○石川委員

今の[REDACTED]さんですが、木更津に住んで[REDACTED]年の方ですが、この方応援してくれる家族とかって、いらっしゃるのですかね。地元の方ではなさそうですね。お一人暮らしなのではないでしょうか。個人的な事ですけど。民生委員の活動をする上で、協力して下さる方がいらっしゃるのかしら…と、ちょっと思いまして。

○永原委員長

はい、兵藤課長補佐。

○事務局(兵藤課長補佐)

家族構成等は特に把握しておりません。

○永原委員長

よろしいですか。

○石川委員

はい、わかりました。

○永原委員長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑終了と認めます。

それでは只今より、採決を行いたいと思います。候補者全員、3名を新たな民生委員・児童委員として推薦することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、本委員会は、候補者全員を推薦することに決しました。審査は終了いたしました。その他質問等ございましたら、この時間の中でお願いいたします。

はい、兵藤さん

○事務局(兵藤課長補佐)

今回の議題とは関係ないのですけど、ご意見というか、ご参考までにお伺いしたいのですが、令和7年12月に民生委員の一斉改選があるのですけど、それに向けて、もう人探して動いてくださっている方がいらっしまして、その方からご相談を受けたのですが、その方は今、民生委員の方でして、見守り活動で行ったお宅に、[]がいらっやって、民生委員とはどういうことをやっているのか、民生委員はどうやったらなれるのかなど、色々聞かれた中で、[]が民生委員をやっていただけそうだといいところで、その方がご心配されているのは、最近[]は[]を始められたそうで、民生委員はどうやったらなれるのかということと、まだ実際、[]ので時間的余裕はある、ということと、それを逆に、[]ので、民生委員として得られる情報が、[]と直結してしまうんじゃないかと。そういうことを勘ぐって、推薦委員会が通らないということはありませんかね、という相談を受けまして、でも、そういう方って他にもいるとは思いますが。

○永原委員長

ご心配の質問が出たと。

○事務局(兵藤課長補佐)

はい。ご相談に来られたので、今回ちょうど推薦委員会があるので、聞いてみましょうかということになったのですけど。ただ民生委員法の15条でも個人情報のこともきっちり書いてあるところなのですけど、要は自分の事業に直結するような情報を持たせてしまう、持つことができるのは、不安要素になりますでしょうか。

○永原委員長

利益が、そういう見方もすればあるって事案だと思うのですけども。まあ今回の推薦の候補者のお一人も[REDACTED]さんでしたっけ？[REDACTED]もいらっしゃるのですから、一概に門前払いということではなくて、この審査会の中でみなさんで判断すればよろしいのではないのでしょうか。あまり詳しくは言わないのですけども、何回か前に揉めたような、そこまで難しい案件ではないような気がしますけど、その方の熱意があればよろしいのではないかと、僕は思います。

○事務局(兵藤課長補佐)

自分で、この方は民生委員にいいのではないかと見つけても、結局自治会の方に推薦をもらうじゃないですか。そういうことをやってもらって、それを却下になると、ちょっと面目ないという話で。やっぱりそういうところをきちんと守ってくださいね、と念押しするところで、問題ないでしょうか。

○永原委員長

僕は反対しません。やっていただけるのであれば。露骨な、[REDACTED] [REDACTED]ががんがん入れていくようなことがあれば、またそれは問題なのでしょうけれど。そうなると大きい話になってくるので、その時は次再任しなければいいのかなと思いつつ話しましたけど。

○事務局(兵藤課長補佐)

ありがとうございます。

○永原委員長

はい、鹿間委員

○鹿間委員

今の話、事務局の危惧は非常によくわかりました。ただ法律とか要件的に、職種

で、「この人は、なってはいけません」というのは、まずないですよ。個人情報を使われる恐れというのは本当によくわかります。でも条件的に職業で門前払いということはまずできない。ただ、我々が推薦会の中でそういう状況をきいた時に、私は、1回は認める。ただ委員長が言ったように、それを露骨にやって問題になった場合については、辞めさせる方法はあるのですか。法で辞めさせるっていうのはできないですよ。なる時については OK です、となったけども、次はなった後にそういう問題が出てきた方については守秘義務が守られなかったということで、できるかってことは考えておかないといけない。それともう一点。県の方には聞きましたか？

○事務局(兵藤課長補佐)

今の話は、県にはまだ聞いてないです。

○鹿間委員

聞けるのであればその辺も聞いてみた方が。私はそう思います。

○永原委員長

はい。事務局の方からの質問というか相談はよろしいでしょうか。
他、質問ある方。

○及川委員

今の関係なのですけどね。実際に民生委員活動をやっている中で、民生委員が直接、 とか、あるいは他のところの業務をやっているところに直接つながってことはほぼないですよ。必ずワンクッション、ツークッションというか、市の所管している担当課に話を持っていくとか、地域包括の方に話を持っていくとかってというような形でですね、その取次業務というのが民生委員の主な仕事なもので、その自分のやっている仕事に、自分の担当地区の誰々がすぐ該当するから私のところについていう、商売に結びつくっていうのは、直接はないんじゃないかなって私は思います。

○事務局(兵藤課長補佐)

ありがとうございます。

○永原委員長

はい、高梨委員

○高梨委員

民生委員の選出についてなんですけど、なかなか手がないもので、ここにハンコを押してくれよというようなお願いをして、「何をやるんですか」と聞かれても「なってくれればいいんだよ」というような依頼をされていて。だから書きちゃったというような方が、なっている。実際のことをいうと、意味がない。なってくれればいいんだよっていう依頼の仕方をしている人が結構いるんですよ。だからね、そうやってなった人は、会議には来ない。それなら欠員になった方がいい。そんな感じになると1回や2回じゃなくて、ずーっと来ない。提出書類とか色々あるのに、持ってきてくれないし、市政協力員とか区長さんとか、頼むの大変だと思うのですけれど、この人はどうだとか、推薦書とか書くのか分かりませんが。手を挙げて、私は民生委員やりますって人はまずいない。「何をやるんですか」「いいんだよ、頼むよ頼むよ」っていう感じでなってもらっても、仕事の方が大事だとか。それはしょうがないけれども。だから推薦も難しいのではないかな。

だから活動しなくてもいいけれど、地区会議だけは100%出てください、それをお願いしたい。推薦書を書く時は色々書くでしょうけど、実態が違う。欠員補充は必要だけれども、どうしたものかなあと思う。もう辞めろよ、とも言えない。

○永原委員長

推薦する側も大変ですよ。

○及川委員

あの、今月9日ですね、県の民児協の理事会がありまして、今、県の民児協の理事をやっているんですけど、その中でですね、今年4月1日現在の市町村別の民生委員のですね、定員と現状の人数の一覧表が配られたんですけども、木更津市は下の方から数えた方が早いです。85.3%だった。全体の実数。大きな市町村、大都市の方が難しいのかな、と思ってたんですけども、そっちの方がみんな90%くらいでした。ですから、まあ、この委員会でもこうという話じゃないんですけど、もう少し行政も含め欠員地区の民生委員を探さなければいけない状況じゃないかと思ひまして。80%台、まあ90%を少し切った80%台ならまだしも85.3%で80%台半ばっていうのは低い方なんです。というのが、現時点で木更津市の状況なんです。

○永原委員長

難しいですね。枠はあって、一生懸命推薦を地区がしてくださっても高梨さんが心配してくださったような、なってはくれない方もいますし、欠員の数、先に参考資料が配られてますけども、請西とか真舟地区、新しい新興住宅地

が多いから欠員が多いんだろうなあと思いながら、波岡とか逆に高齢になる方がたくさんいて欠員になってる地区もあるんだろうなとか。推薦される地区の区長さんは本当に大変だろうなと重々思っています。

はい、竹内委員

○竹内委員

先ほど及川委員の方から定数のお話出たのですけれども、まあ県で木更津市は下から数えた方が早いと。先ほど事務局の方から、退職された市の職員さんに民生委員の資料を発送されたという。関心を持っていただきたいというお話で留まっていたのですけれども、その後何か、送付したあとに、何かアプローチをされたとかあれば聞かせていただきたい。

○永原委員長

はい、兵藤課長補佐。

○事務局(兵藤課長補佐)

今年退職された方って役職定年されてまだお勤めだったりもするので、実際送付した数は25名ですが、今のところ反応はないです。

○竹内委員

何か「回答いただきたい」のような形で送ったのですか？

○事務局(兵藤課長補佐)

そこまでは求めていなかったです。募集してますというお知らせまでです。

○竹内委員

でも私達も気にして、自治会長さんや区長さんは心強いですが、地元に元職員の方がいらっしゃったとしたら。無理やりではないですけど、少し「どうでしょうか」というお声がけができればいいなと思います。

○永原委員長

あと一点なのですけど、冒頭の時に、この推薦会で2名委嘱を決定して、1名辞めたいと。それができなかったのが委嘱日当日に辞職という形になったと。もし差支えなければ、辞退理由を、急に意欲がなくなったとかではないと思うけど、健康上の理由でもあったのかなと。聞ければ伺いたいなと。

○事務局(兵藤課長補佐)

■■■■地区の方だったんですけど、■■■■かもしれないという話がありまして、■■■■がどうなるかわからない、先行きがわからないということで辞退されたいと。

○永原委員長

その方はおいくつくらいの方ですか。要は推薦会であがってきた時には、その時には■■■■の予定とかわからなかったのでしょうか、どのくらいの年齢だったのかな、と。

○事務局(兵藤課長補佐)

■■■■歳です。

○永原委員長

わかりました。この審査会の時にも、いちいち■■■■のこととか聞けないですからね。まあそういう事例もあったということで、了解しました。ありがとうございます。

他どうでしょうか、よろしいですか？

ないようでしたら、以上をもちまして議事を終了し、議長の任を解かせて頂きます。皆様のご協力ありがとうございました。

議事録署名人

及川 勝正

高梨 豊